

令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

令和3年11月29日（月曜日）午後2時40分 開会

議 事 日 程

令和3年11月29日（月曜日）午後2時40分 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 管理者行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報第 4号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 日程第 7 議第 39号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 40号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 認第 1号 令和2年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認第 2号 令和2年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認第 3号 令和2年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認第 4号 令和2年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認第 5号 令和2年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認第 6号 令和2年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認第 7号 令和2年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認第 8号 令和2年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認第 9号 令和2年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認第 10号 令和2年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認第 11号 令和2年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認第12号 令和2年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認第13号 令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	大橋基之君	2番	内田智之君
3番	小澤晃広君	4番	村上清司君
5番	大西亘君	6番	亀井雅之君
7番	古川芳明君	8番	窪佳秀君
9番	中南太一君	10番	吉川幸喜君
11番	西脇洋貴君	12番	伴吉晴君
13番	今中富夫君	14番	梅野美智代君
15番	西井覚君	16番	川田裕君
17番	堀川季延君	18番	南正文君
19番	泉谷隆夫君	21番	橋本正博君
22番	仲本博文君	23番	原山大亮君
24番	東川裕君	25番	森本吉秀君

欠席議員（1名）

20番 水本昭博君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	亀田忠彦君	代表副管理者	平井康之君
副管理者	松井正剛君	副管理者	角谷喜一郎君
副管理者	福岡憲宏君	副管理者	岡下守正君
代表監査委員	梅崎浩充君	消防長	寺崎至亮君
副消防長	和田利和君	総括監	山口勝啓君
組合事務局長	勝本英一郎君	総務部長	田宮正史君
人事部長	表貴司君	警防部次長	生多章人君
予防部長	的場豊君	会計管理者	古川恵三君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	山口勝啓君	議会事務局次長	長塚典義君
議会事務局課長	北嘉文君	議会事務局課長補佐	林秀明君
議会事務局課長補佐	横矢猛君		

午後2時40分 開会

○議長（川田 裕君） ただいまより、令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

議員定数25名中、本日の出席議員は24名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（川田 裕君） 管理者挨拶。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、本日ここに令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわりませず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案申し上げました議案等につきましては、報告1件、条例改正1件、工事請負契約1件、決算認定13件でございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（川田 裕君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたしたいと思っております。

日程第1 会期の決定

○議長（川田 裕君） 日程第1、会期の決定について、お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川田 裕君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第67条の規定により、3番、小澤晃広議員、22番、仲本博文議員を指名いたします。

日程第3 議長諸報告

○議長（川田 裕君） 日程第3、議長諸報告については、令和2年度3月分から出納閉鎖までの5月分まで、令和3年度4月分から9月分までの例月出納検査の結果について監査委員より提出があり、それぞれの写しを配付しておりますので、ご清覧願います。

これをもって議長諸報告を終わります。

日程第4 管理者行政報告

○議長（川田 裕君） 日程第4、管理者行政報告をお受けすることにいたします。
亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 行政報告につきましては、先に開催いたしました全員協議会で消防長から令和3年6月から9月末までの主要な事業についてご報告をさせていただきました。お手元に配付しております「行政報告」をもってご報告とさせていただきます。
以上でございます。

○議長（川田 裕君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（川田 裕君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付をしております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席から発言をお願いしたいと思います。

それでは、質問を許します。8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、8番、五條区分、窪佳秀の一般質問を行います。

まず、公用車の事故対策についてでございます。

1、緊急走行時の事故対策について。

最近、定例会においても、ほとんど専決処分の報告という形の中で、公用車の事故による損害賠償に関する専決処分というような形の中の報告が目立ってきているように感じております。大きな事故に至っていないのは、幸いしておりますが、1つ間違えれば緊急走行中ということで取り返しのつかない、そういうような事態になります。大きな事故になる前の取組について、現在の状況をご報告お願いいたしたいと思っております。

以上、質問といたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、消防本部としては、組合全体として安全運転研修や民間自動車教習所を借用して技能研修を行っております。また、各所属においても、安全運転管理者、副署長を中心として、過去の組合内での事故検証の振り返り研修や車両走行訓練を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、お答えの中で、色んな形の中で取組をさせていただいておることによってございますけども、その取組が、そしたら、毎定例会ごとになぜ事故が上がってくるのか、こういうような問題になってこようかと思っております。

取組をさせていただいていることは理解できますが、やっぱりどれだけ職員が本当にその

取組に対して理解して、そして職員に浸透しておるか、こういうのが一番重要であろうかと思えます。取組をしていただいております、そして減っておるということであれば、それでいいことですが、毎回毎回上がってくるということは、何らかその中の取組に少し問題があるのと違うのかなということを感じます。

それでは次に、緊急自動車であっても、道路交通法に基づく安全な走行時のための教育と、こういうのが必要であろうかと思えます。もちろん道路交通法でも、緊急自動車であっても守らなければならない、そういうものが何項目かございます。そういう形の教育について、どういうふうにして教育しておるのかお答え願います。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

職員に対する安全走行のための教育ですが、消防学校卒業後の新規職員の教育としては、民間自動車教習所を1日借用し、安全運転管理者を指導員として、個々の運転適性を観察しながら運転技能実施を行っております。そして、交通管理者としてノウハウをお持ちである奈良県警察より講師を招聘し、道路交通法などの法規的な内容、緊急自動車の運用のための留意事項など、年2回、新規職員と一般職員の集合研修を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今お答えいただいた中で、色んな形の中で教育を受けるということではございますけれども、実際緊急自動車を運転する機関員といいますのか、そういうものについては、初めての道であれば、全く道路状況、そして道路の標識、こういうものも本当に見過ごすところがあるかと思えます。

1つは、緊急自動車は緊急自動車を追い越してはならない。そしてまた、踏切では緊急自動車であっても一旦停止しなければならない。これ7つか8つあるわけです。そういうことを、先日もそうですけれども、機関員である隊員に確認したところ、完璧にそれを言える人というのが少ないわけではございます。だからやはり、奈良県警察によってそういうような形の中で講習を受けているということではございますが、末端までやはりその教育、これを徹底して取組をしていただきたいと思えます。

そしてまた、緊急走行時、そして通常走行時の運転技術の把握でございますけれども、職員は運転技術、もちろん精神的な状況、そして身体的な特徴、こういうものが左右するわけではございますけれども、それについて、本部の方は、職員は運転免許証は持っているが、運転技術、特に早く現場に着きたい、そういうような気持ちの中で冷静な気持ちというのできていない、そういう職員もいるかと思えます。職員の運転技術の適性について把握しておるのか、お答え願います。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

職員の運転技術の適性の把握についてですが、消防学校卒業後の新規職員については、全員に対し運転技能実習と審査を行っており、個々の運転適性を観察し、確認しておると

ころでございます。その他の職員については各署で適性試験を実施しており、運転適性を把握している、このような状況です。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 消防学校云々でしているということでございますけど、本当によく、救急車でもそうですけども、消防車でも走りましたら、動物、特に犬が遠吠えを出すと。鳴き叫ぶと。こういうような状況があるかと思えます。それはなぜかといいますと、犬自身が興奮しておるわけです、そのサイレンによって。ということは、人間も動物でございますので、やはりその一人一人の精神的なもの、そして動揺する者、冷静さに欠ける者、こういう者が必ず出てくると思えます。

一度、サイレンを鳴らして走っているときはできませんけども、訓練の中において、サイレンを鳴らしたときの呼吸数であるとか脈拍数であるとか、そういうものの測定をしながら、この人は大丈夫だと、この人はちょっと適さないなというような形の中で、やはり把握しておく必要があると思えます。

ただ単に、誰でも運転免許を持っているから緊急走行できると、警察ではそういうことではありません。緊急走行できる者、できない者の区別、そういうのをしているかと思えますので、その辺の方もひとつ併せてよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

緊急走行時、そしてまた通常走行時、職員が同乗していると思うんですけども、安全確認の役割についてお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

緊急走行時の同乗者の安全確認の役割についてですが、議員のご指摘のとおり、緊急走行時は通常運転時以上の負荷がかかっており、運転手である機関員1人での注意力も限界があるものと考えております。車両の運行の全責任は隊長が預かり、隊長の指示の下、全隊員が協力して安全運行を行うものと考えております。

例えば救急車で現場へ緊急走行で向かう場合、交差点などの進入時では機関員だけが安全確認を行うだけではなく、隊長の指示の下、隊長を含めた乗車する全員が、自身が確認できる方向からの状況について、「右よし、左よし、前方信号赤」など指差し、声を出し、そうしながらお互いに意思疎通を図り活動しているところでございます。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、例を取っていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、運転する者、これが本当に冷静さを欠いておる。一番冷静さを持っておるのは、先ほど言いました隊長というのか、横に乗っておる方だと思います。

緊急走行時には視野が狭くなるわけです。精神的にも緊張の中で運転しております。やはり同乗者との中で連携しながらの運転技術の向上に今後進めていってほしいなと思えます。

そしてまた、次ですけれども、事故時の対応について。万が一事故を起こした場合の取るべき対応、どういうふうにして対応しておるのかお答え願います。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

万が一事故を起こした場合の対応ですが、組合の事故対応マニュアルにより対応しております。これには、事故発生時の対応、業務継続の判断、通信指令課への連絡など、事故の状況を判断しながら行動を行うように取り決めているところでございます。

例えば救急患者搬送中に事故を起こした場合、まずは搬送中の患者さんの負傷の確認、そして救急隊員、また事故相手方の負傷の状況も確認し、必要な場合は応急救護を行います。これらを隊長が即時確認して、救急搬送を継続できるか、もしくは応援隊の要請などを通信指令課へ連絡しております。もし軽微な事故などで救急搬送が継続可能と判断した場合も、必ず隊員1名を現場に残し対応させることとしております。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、事故対応マニュアル、これによって対応しているということですが、やはり事故、これは起こしたくて誰も起こしてごさいませんので、起こした後の対応、これによって本当に大きな後の問題に発展する可能性がございますので、その辺のところのマニュアルの職員の中の徹底というのをひとつよろしく願いいたします。

それでは次ですけれども、現在、色んな任意保険というのか、掛けておると思うんですけども、任意保険の加入状況と損害賠償負担の市町村の割合についてお伺いいたします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

任意保険の加入先ですが、公益社団法人全国市有物件災害共済会となっております。加入台数は378台、令和3年度の保険加入費用は504万8,666円となっております。

保険加入費用は市町村に負担していただいておりますが、損害賠償額の支払いについては免責を1万円として、それ以上の損害は全て保険適用となり、市町村による支払い負担は発生しません。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 今、公益社団法人の全国市有物件災害共済会ですか、そのところに加入しておるということで、保険で全て補えるというような答弁でございましたけれども、これが、軽微など言うたらおかしいですけども、小さな事故ではいいかと思うんですけども、本当に緊急自動車の大きな事故ということになりますと、大変な事故に発展する可能性もございます。そしてまた、ちょっと分かりませんが、任意保険では済まされない、そういうような場合も考えられるかなと思います。

今後、そういうような形の中において、先ほども何回も申し上げておりますけれども、今のうちに、小さな事故のうちにやはりそれをなくするような努力をしてほしいなと思いま

す。

それでは次ですけれども、最近そうですけれども、公用車にドライブレコーダー、これが装着してあると思うんですけれども、今現在、消防組合の中でドライブレコーダーの装着のパーセンテージ、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

ドライブレコーダーの装着状況は、現在100%設置している状況でございます。

なお、このデータについては、事故発生後に活用して、今後の事故防止に役立てているところでございます。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） ドライブレコーダー、100%装着してあるということは、そのドライブレコーダーを、それを見て分析して、事故の状態であるとか、隊員の色々な形の中の今後に対する事故の原因であるとか、そういうものも把握できると思うんですけれども、それを今まで活用して、その隊員に対してそれを基に注意したとか、それを基に勉強会を開いたということがありましたか。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。8番、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

先日もドライブレコーダーのデータを見て、全員で事故の状況、そして機関員等の精神状況とかも確認しながら、今後の交通安全の学習に役立てたところでございます。

以上です。

○議長（川田 裕君） 8番、窪佳秀議員。

○8番（窪 佳秀君） 一番、今100%ということでしたので、あらゆる面からやはりそういうものを活用しながら、そして、事故を起こした本人だけじゃなしに、やはりこういう事故がありましたよという形の中で、該当するような職員にも、やはりそれを分析して、今後こういうことが起こったらこういう事故になりますよというような形の中の報告なりしていただければいいかなと思います。

救急車というのは、特に救急での場合ですけれども、本当に誰かが乗っておるわけでございます。乗っておる方が健康でない方が乗っております。これ、事故になりますと大変なことになってくるわけでございます。普通ではなしに、やっぱり安全にして、救急の場合であれば医療機関の方にやはり安全に送り届ける、そういうのが役目であろうかと思えます。

今後、特に緊急走行時、そして通常走行時の事故対策、先ほど答弁いただきましたことを徹底的に職員にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川田 裕君） 以上で8番、窪佳秀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第6 報第4号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（川田 裕君） 日程第6、報第4号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第4号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきましては、全て現場活動中において発生した損傷事故等に係る損害賠償の額の決定についてのご報告でございます。

議案書の1ページ、報第4号のとおりご報告をいたしますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第7 議第39号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（川田 裕君） 次に、日程第7、議第39号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第39号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

お手元に配付しております「参考資料」と書かれた資料の1ページをお願いいたします。

3の改正の理由及び内容の主な改正理由のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止され、法的位置づけが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたこと、また、これまでの新型コロナウイルス感染症患者等の搬送業務に加え、救急救命士によるワクチン接種に係る業務に関しても特殊勤務手当の支給対象とする必要があることから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） 質疑ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川田 裕君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第39号、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決す

ることに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案どおり可決いたしました。

日程第8 議第40号 工事請負契約の締結について

○議長(川田 裕君) 日程第8、議第40号、工事請負契約の締結について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第40号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

こちらは、議案と書かれた方の資料7ページをお願いいたします。

奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事請負等に係る契約につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この契約の目的は、消防救急指令システム・消防救急デジタル無線システム中間更新事業でございます。119番を受信し出動指令を出す消防の中核を担う業務を支える重要なシステムであり、住民の安心・安全を守るためにも24時間365日安定した運用が不可欠であります。

本システムは運用開始から6年が経過し、構成する各装置が保守期限を迎えるため、万が一故障が発生した場合、早期に対応することが不可能となることから、本システムの中間更新を実施するものでございます。

契約金額は7億3,514万2,100円、契約の方法は随意契約、契約の相手方は日本電気株式会社奈良支店でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(川田 裕君) ただいまの説明について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第40号、工事請負契約の締結について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案どおり可決いたしました。

日程第9 認第1号 令和2年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から日程第21 認第13号 令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案について

○議長（川田 裕君） 日程第9、認第1号、令和2年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から、日程第21、認第13号、令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案については、決算認定の件であるので、一括説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 決算認定の説明に当たりましては、「奈良県広域消防組合」という文言につきましては省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。

本認定案は、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算についてご説明を申し上げ、認定をお願いしようとするものでございます。その内容は、お手元に提出しております「一般会計、特別会計歳入歳出決算書」及び「決算に関する説明書」並びに別冊の「主要な施策の成果報告書」等に詳細に記載をしております。

なお、監査委員の決算審査意見書を付しておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、決算の概要について、順次説明をさせていただきます。

まず、認第1号、一般会計についてご説明をさせていただきます。

別冊の「決算に関する説明書」の17ページをご覧ください。

歳入総額45億8,251万1,000円、歳出総額45億7,837万8,000円、差引額及び翌年度に繰り越すべき財源413万3,000円で、実質収支額0円となっております。

次に、認第2号、山辺消防事業特別会計でございます。

26ページをご覧ください。

歳入総額20億8,829万6,000円、歳出総額20億945万7,000円、差引額7,883万9,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に3,942万円を繰入れしております。

次に、認第3号、桜井消防事業特別会計でございます。

35ページをご覧ください。

歳入総額9億6,812万2,000円、歳出総額9億4,535万円、差引額2,277万2,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,138万6,000円を繰入れしております。

次に、認第4号、五條消防事業特別会計でございます。

44ページをご覧ください。

歳入総額10億3,420万3,000円、歳出総額10億597万1,000円、差引額2,823万2,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,411万6,000円を繰入れしております。

次に、認第5号、大和郡山消防事業特別会計でございます。

53ページをご覧ください。

歳入総額8億7,661万8,000円、歳出総額8億5,531万円、差引額2,130万8,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,065万5,000円を繰入れしております。

次に、認第6号、西和消防事業特別会計でございます。

62ページをご覧ください。

歳入総額18億6,413万2,000円、歳出総額17億6,015万6,000円、差引額1億397万6,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に5,198万9,000円を繰入れしております。

次に、認第7号、宇陀消防事業特別会計でございます。

71ページをご覧ください。

歳入総額11億9,111万4,000円、歳出総額11億4,190万8,000円、差引額4,920万6,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に2,460万4,000円を繰入れいたしております。

次に、認第8号、葛城消防事業特別会計でございます。

80ページをご覧ください。

歳入総額6億3,734万5,000円、歳出総額6億787万8,000円、差引額2,946万7,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,473万4,000円を繰入れしております。

次に、認第9号、吉野消防事業特別会計でございます。

89ページをご覧ください。

歳入総額7億5,132万9,000円、歳出総額7億2,656万5,000円、差引額2,476万4,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,238万2,000円を繰入れしております。

次に、認第10号、中和消防事業特別会計でございます。

98ページをご覧ください。

歳入総額31億4,057万8,000円、歳出総額30億8,199万8,000円、差引額5,858万円で、実質収支額も同額となっており、基金に2,929万1,000円を繰入れいたしております。

次に、認第11号、中吉野消防事業特別会計でございます。

107ページをご覧ください。

歳入総額9億2,456万8,000円、歳出総額8億8,068万7,000円、差引額4,388万1,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に2,194万1,000円を繰入れいたしております。

次に、認第12号、香芝・広陵消防事業特別会計でございます。

116ページをご覧ください。

歳入総額13億9,926万8,000円、歳出総額13億5,387万4,000円、差引額4,539万4,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に2,269万7,000円を繰入れいたしております。

次に、認第13号、野迫川消防事業特別会計でございます。

123ページをご覧ください。

歳入総額8,301万7,000円、歳出総額7,473万2,000円、差引額828万5,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に414万3,000円を繰入れいたしております。

なお、124ページから財産に関する調書を付しておりますので、ご清覧をお願い申し上げます。

以上で令和2年度一般会計及び各特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） ただいまの説明に対しまして、質疑をお受けいたします。

25番、森本議員。

○25番（森本吉秀君） 25番、高市郡の明日香村の森本でございます。

令和2年度の決算の認定の議案について、1つ質問をさせていただきます。

令和2年度の4月1日から今年の3月31日まで、文字どおりコロナ感染の中での1年間であります。先ほどからコロナの感染の搬送とか、そういうのは行政報告で報告はされているんですが、実際には消防組合の職員、特に救急隊員の皆さん、本当に現場で苛酷な状態での業務をされていたわけですけれども、残念ながら、その職員の方や家族への感染も実際には起こったというふうに聞いております。

当然、令和2年度だけでも県内、消防組合の管内でも、医療機関や介護施設、私が住んでおります近くの障害者施設も大量のクラスターが発生しました。こういうときに、それぞれの機関が検証して再発防止をするということでそれぞれの機関が、医療機関や介護施設、やっているんですが、消防組合として一定の、当然感染者、それからご家族の方も感染が広がったというふうに聞いております。

こういう問題で、当然今、まだ令和3年度、場合によっては令和4年度も続くコロナ感染ですけれども、一応やっぱり、この2年度の中でその状況や感染防止対策検証、こういうものをやっぱりしっかりとする必要があるというふうに思うんですが、その辺の資料も含めて報告がないというのはちょっと残念に思いますので、管理者としてどう考えておられるのか聞かせていただきたいと思っております。

○議長（川田 裕君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 25番、森本議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

令和2年度の決算報告はさせていただいたんですけれども、その中でコロナ等による状況報告などの資料がないということのご指摘でございましたので、その辺りの資料を消防本部の方でも精査を一度してみまして、ご提示できるような資料がありますれば、議員の皆様方に資料を提示させていただこうと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川田 裕君） 25番、森本議員。

○25番（森本吉秀君） 個人情報との関係もありますが、消防組合としてのやはり検証ですよね。実際発生して、家族の方にも結構出ていますし、その辺の検証を、再発防止も含めてきちっとしたものをつくっていくというのが、当然今も続いていますし、これからもまだ続きますし、その辺のところを総務部長さんなり消防長のところでどういうふうに考

えておられるのかというのをちょっとお聞かせいただいて、必要な資料は後からでも構いませんので、よろしくお願いします。

○議長（川田 裕君） 田宮総務部長。

○総務部長（田宮正史君） 総務部長の田宮でございます。25番、森本議員のご質問にお答えします。

まず、議員のご質問にありました救急隊員の方で家族にうつったということは、事実はありません。あくまでも、罹患者は出ていますが、それは家族内で罹患したという状況ですので、現場で罹患したという状況は報告は受けておりませんし、確認もしておりません。

そして、今おっしゃった議員のお話の中で、対応としては現在、新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画という新型インフルエンザができたときの対応を使いまして、色んな必要な業務を優先するとか、あと効率的な感染防止等、この計画と、それから保健所の方で常にご教示いただいて対応している状況でございます。

そしてあと、感染防止対策であります。庁舎内勤務、朝勤務したときには、必ず上席の者に体温、それから体調の方を報告しております。それから感染防止についても、定时換気の促進、それからドアノブ、エレベーターのボタン、コピー機、それからポット、ポットの押す部分のそばには必ず手掌消毒薬を置いて消毒をする。それから、先ほどもありましたように枕カバー、シーツなどのリネンは、今までは共用だったんですけども、これも完全に個人支給という形になっています。

そして救急隊員についても、これも先ほどありましたように、感染防止策としまして、発熱があるというキーワードが出動時にありましたら、完全に感染防止着上下を着まして、ゴーグル、マスク、そして、これがコロナの陽性と分かった場合は、N95という結核等に使用するマスクを装着してやっておりますので、救急隊員の罹患は現在発生しておらない状態です。

以上です。

○議長（川田 裕君） 25番、森本議員。

○25番（森本吉秀君） ありがとうございます。

消防職員の方の家族が実際に罹患されて、周辺の方は当然消防署に行っておられるというのは分かっているわけで、そういう中での風評被害というのが結構起きていると思います。私も聞いております。そういう中では、もちろん救急隊員からはうつってない、感染経路としてはうつってないという説明でしたので、それは了といたします。

その中で、これからですよ、問題は。今後やっぱりまだまだ、また第6波も危惧されていきますけども、そういう中で組合として、今、人の問題だけじゃなくて、例えば今、エレベーターを上がってくるところも、色んなところでこれから、例えばボタンを押す、タッチじゃなくてセンサー型とか、色んな建物そのものもそうですし、消防車という車もそうですし、色んな感染対策、実際にお金がかかると思います。そういうところもやっぱり次の新年度の予算の中で必要な感染対策の予算としてはきちっと取ってもらって、対策を進めていただきたいということを要望して、発言を終わります。

以上、ありがとうございます。

○議長（川田 裕君） 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) 他にないようでございますので、これで質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) 討論はないようでございますので、打ち切ります。
これより認第1号から認第13号までの13認定案について一括採決したいと思いたすが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) 異議がないようでございますので、この13認定案について、一括採決することにいたします。
これより一括採決に入ります。

認第1号、令和2年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から認第13号、令和2年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案について、原案どおり認定することに決したいと思いたすが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川田 裕君) ご異議ないようでございますので、認第1号から認第13号までの13認定案を原案どおり認定することに決しました。
以上で、本定例会に提出されました議案を全て終了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長(川田 裕君) 令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、終始ご熱心にご審議賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ここで管理者からご挨拶の申入れがありましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思いたす。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして重要な議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案が滞りなく議了いただきましたことに心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも奈良県広域消防組合に対しまして、より一層のご支援並びにご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、晩秋らしい寒さを感じることも増えてきましたので、お体にはご自愛をいただきますとともに、皆様のご健勝とますますのご活躍を心から祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(川田 裕君) これをもちまして、令和3年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 川 田 裕

署 名 議 員 小 澤 晃 広

署 名 議 員 仲 本 博 文